

第5章 配慮書に対する意見及び事業者の見解

1 配慮書に対する意見の概要及び事業者の見解

配慮書に対する意見の概要及び事業者の見解は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 配慮書に対する意見の概要及び事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
大気質・悪臭	年に1～2回程度、焼きカスのほこりが飛んできたり、臭いがしたりする。のどや鼻の痛みや咳などの症状がでたので、臭いとほこりの対策をお願いします。	現西部工場において、搬入されたごみは焼却炉内で高温で焼却することにより臭気を分解するほか、焼却後の排ガスは、ばいじんや異臭の原因となる物質を、工場内で適正に処理したのちに煙突から排出するなど、周辺環境に配慮した対策を実施しております。 計画施設の整備にあたっては、現状の調査及び計画施設の整備に伴う影響の予測を行ったうえで、現西部工場と同等以上の環境保全措置を検討していきます。 なお、排ガスについては、有害ガス除去装置により排ガス処理を適正に行います。また、悪臭対策については、施設からの臭気の漏洩等を防止する措置を検討していきます。
	ごみ焼却場方面から風が吹いている時に、異臭が漂う時がある。異臭対策をお願いします。	
景観	煙突の役割は、先日の配慮書説明会で理解を深めたが、各分野での技術革新が急速に進んでいる時代において、近隣住民の根深い圧迫感や土地・家屋など資産価値への影響を軽減するため、煙突のない画期的な新工場建設を要望する。	工場では、ごみの焼却で発生したガスを適正に処理した上で、煙突から排出しておりますが、風向、風速など気象条件がどのような条件下であっても周辺への大気質の影響を十分に低減するためには、排ガスの拡散促進を図るための煙突は必要な設備であると考えております。 煙突の配置や高さについては、「計画段階環境配慮書」において大気質及び景観の影響の観点で検討を行った結果、煙突による圧迫感の低減に留意し、煙突高さは80m、煙突の配置は工場棟の南側配置を選択することとしました。（「第2章対象事業の目的及び内容 9.2 煙突の高さ及び配置」参照） 今後の計画施設の検討にあたっては、圧迫感等をさらに軽減するため、煙突の太さや色彩等についても配慮を検討してまいります。 なお、今後実施する環境影響評価の結果は、広く周知に努め、環境保全措置の実施等により安全・安心な施設として整備することを説明していきます。
その他	ごみ焼却施設の窓口を、一般の持込がしやすいようなオープンなものにしてほしい。	本環境影響評価は、西部工場の建替（計画施設の建設）による環境影響を調査、予測及び評価するものであるため、ご意見は本環境影響評価手続きにおける検討対象外と考えておりますが、今後の施設の運営において、ご要望として参考とさせていただきます。
	3Rステーションの展示物・内容・運営を充実させてほしい。	

2 配慮書に係る福岡市長意見及び事業者の見解

配慮書に係る福岡市長意見及び事業者の見解は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1(1/3) 配慮書に係る福岡市長意見及び事業者の見解

福岡市長意見	事業者の見解
1. 全体的事項	
事業実施想定区域周辺は、北西から南には山林地域が広がっており、北東から南東には主として住宅などの市街化区域が広がる地域である。 本事業は、まず現西部工場（以下、「現工場」とする）を稼働させながら、西部資源化センターを解体・撤去し、その場所に新たなごみ焼却施設（以下、「新工場」とする）を令和 13 年度頃までに稼働させる予定である。その後、新工場の稼働後には現工場の解体工事が計画されており、これらの工事及び施設の稼働による複合的な影響は長期間継続するものと想定されている。 これらの地域特性及び事業特性を踏まえて、本配慮書において、煙突の高さ、位置について複数の案が設定され、案ごとの環境影響を比較検討した結果、施設が存在に伴う景観のみ複数の案による評価が異なっていたが、いずれの案についても重大な環境影響はないものと評価している。条例における配慮書手続の趣旨に照らし適切なものとするが、方法書以降の手続においては以下のことに留意されたい。	
事業者は、基本構想において複数の案から絞り込む予定とのことであるため、当該構想の策定にあたっては、計画段階配慮の結果を反映させ、その検討の経緯を方法書で明らかにすること。	基本構想の検討において、煙突の配置に伴う場内動線への影響や建設の経済性を検討したところ、安全性や利便性を確保した場合内動線の配置が可能であることや経済性において大きな差がないことが確認できたことから、複数の案からの絞り込みは、計画段階環境配慮書（令和 3 年 10 月、福岡市）における「景観」及び「大気質」に係る検討結果を踏まえて行うこととしました。 当該検討の結果、大気質については明確な傾向はみられませんでした。景観については、複数案による評価が異なり、煙突の配置は工場棟の南側配置案の方が西側配置案に比べ圧迫感は受けにくく、また、煙突高さも 80m の方が 100m に比べ圧迫感は受けにくいと評価しました。これらの評価結果を踏まえ、煙突高さは 80m、煙突の配置は工場棟の南側配置を選択することとしました。 なお、複数案からの絞り込みの検討経緯は、「第 2 章 対象事業の目的及び内容 9.2 煙突の高さ及び配置」に記載しました。
方法書以降の手続においては、工事用ヤードの設置や地下構造物等、可能な限り工事計画及び施設計画の詳細を明らかにし、地域特性及び事業特性を踏まえ、必要な環境影響評価項目を選定し、調査・予測・評価を行うこと。	「第 2 章 対象事業の目的及び内容」において、現時点で想定される工事計画・施設計画の概要を示すとともに、当該計画及び地域特性、事業特性を踏まえ、事業の実施に伴い影響が想定される環境影響評価項目を選定しました。 また、今後の準備書作成にあたっては、今後の計画施設の基本計画策定における検討等を踏まえ、工事用ヤードや地下構造物等、可能な限り工事計画及び施設計画の具体を明らかにし、適切に調査、予測及び評価を行います。

表 5.2-1(2/3) 配慮書に係る福岡市長意見及び事業者の見解

福岡市長意見	事業者の見解
本事業は建替事業であることから、調査・予測・評価の結果について、できる限り現状と比較し、わかりやすい図書となるよう努め、環境の保全の見地からの意見をより適切に求められるようにすること。	今後の準備書作成にあたっては、既存施設が稼働している状況下での現状及びバックグラウンドレベル等を的確に調査するとともに、計画施設の存在・供用に伴う周辺地域の環境に及ぼす影響の予測結果については、できる限り現状と比較することや、難解な専門用語については用語集を掲載するなどにより、わかりやすい図書となるよう努めます。
2. 個別的事項	
(1) 大気質及び騒音、振動について	
①大気質について 本配慮書によると、新工場の稼働により発生する排ガスについては、重大な環境影響のおそれはないと評価されており、方法書以降の手續において、必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図るものとされていることから、利用可能な最良の技術による環境対策手法や設備を導入する等、実行可能な範囲で環境影響を低減できるよう検討すること。 また、様々な気象条件により生じる局所的な環境影響の程度についても適切に調査・予測・評価できる手法を選定すること。	本事業においては、可能な限り高水準の排ガス処理設備の導入を検討するとともに、排ガスの排出濃度については、法規制値を遵守することはもとより、既存施設と同等以上の厳しい自主基準値を設定します。今後の準備書作成にあたっては、現状の調査及び影響の予測を行ったうえで、必要に応じ、実行可能な範囲で更に環境影響を低減するための環境保全措置を検討します。 また、大気質（煙突排ガス）の影響については、対象事業実施区域付近における地上気象及び上層気象等の状況を詳細に調査したうえで、当該条件を考慮した影響の予測を行います。なお、様々な気象条件により生じる局所的な環境影響を把握する観点で、周辺地形の起伏を考慮した長期平均濃度の平面的な予測を行うとともに、短期的濃度については、一般的な気象条件時（大気安定度不安定時）のほかに、短期的に高濃度が生じる可能性がある上層逆転層発生時や逆転層崩壊時（フュミゲーション）、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時の予測も行います。
②騒音について 本配慮書によると、一般車両の走行により現況で環境基準値を超過している地点における資材等運搬車両の走行音について、重大な環境影響のおそれはないと定性的に評価されている。 方法書以降の手續においては、地域特性及び事業特性を踏まえて適切な調査・予測手法を選定し、分かりやすい評価とすること。	配慮書での予測結果では、予測地点とした県道 561 号の地点では、工事用車両が付加された場合でも、騒音レベルの現状からの増加はないと評価しています。一方、現状で環境基準の超過が見られる国道 202 号においては、対象事業実施区域から出た工事用車両台数は分散されていると考えられること、基礎交通量が県道 561 号よりはるかに多いことから、前記の県道 561 号での予測結果を踏まえると、工事用車両台数が付加された場合でも、現状の騒音レベルを増加させる可能性は極めて小さいと考えられます。 これらにより、道路沿道の騒音に係る調査、予測及び評価地点は、関係車両台数が集中し、本事業による影響が大きくなると想定される県道 561 号上の地点を選定することを基本としますが、国道 202 号沿道における騒音についても、現状で環境基準を超過している状況にあることに留意し、騒音レベル及び交通量等の既往調査データを活用して予測及び評価を行います。 （「第 6 章 2 調査及び予測手法の選定」、「3 評価手法の選定」参照）

表 5.2-1 (3/3) 配慮書に係る福岡市長意見及び事業者の見解

福岡市長意見	事業者の見解
③相互影響について 方法書以降の手続においては、影響要因ごとの調査・予測・評価を行う必要があるが、現工場の稼働と建設工事等が同時に発生するなど、複数の要因による相互影響についても検討すること。	今後の準備書作成における影響の予測においては、影響要因ごとの調査、予測及び評価を行うとともに、施設の稼働（現西部工場又は計画施設）と建設工事の実施（既存施設の解体工事を含む）の複数の要因による相互影響が考えられる大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）、騒音、振動については、施設の稼働及び建設工事の実施に伴う相互影響、並びに施設関連車両及び資材等運搬車両の走行に伴う相互影響の予測及び評価を検討します。
（２）景観について 本配慮書によると、新工場の景観への影響については、現工場と比べて圧迫感や仰角が大きくなる地点が存在するが、規模・配置、形態・意匠、色彩に配慮することで重大な影響はないと評価されている。 方法書以降の手続においては、可能な限り施設計画等を示し、現工場解体による視覚的变化も考慮した上で調査・予測・評価を行うこと。また、周辺の自然環境等との調和や季節的变化に留意すること。	景観の現況調査においては、現西部工場解体による視覚的变化も把握できる代表的な眺望点を設定するとともに、今後の準備書作成における影響の予測にあたっては、今後の計画施設の基本計画策定における検討等を踏まえ、可能な限り具体的な施設計画（施設構造物の配置・大きさ等）を想定し、影響の予測及び評価を行います。 また、景観の季節的变化も考慮し、四季に渡る現況調査を実施したうえで、眺望点の特性に応じて特徴的又は影響が大きいと考えられる代表的な季節を対象に、フォトモンタージュ法等により眺望景観の変化を予測及び評価します。 なお、影響の予測結果を踏まえ、必要に応じて周辺の自然環境との調和に配慮する等の環境保全措置の検討を行います。